

## 特定非営利活動法人の設立認証の取消しについて

このたび、下表の特定非営利活動法人について、特定非営利活動促進法（以下、「法」という。）第29条の規定に違反する事実（事業報告書等を3年以上未提出）が認められたため、法第43条第1項の規定により設立の認証の取消しを行いました。これにより当該法人は解散しました。

### 1 取消しを行った法人（法人の概要は別紙のとおり）

| No. | 法人名                          | 所在市町村 |
|-----|------------------------------|-------|
| 1   | 特定非営利活動法人 グローバルファミリーアソシエーション | 太田市   |
| 2   | 特定非営利活動法人 NPO月夜野             | みなかみ町 |
| 3   | 特定非営利活動法人 松本塾国際環境農学センター      | 高崎市   |
| 4   | 特定非営利活動法人 アースノーツ・インターナショナル   | 高崎市   |
| 5   | 特定非営利活動法人 ユニバーサル・フード・サポート    | 高崎市   |

### 2 取消しの理由

正当な理由がなく3年以上にわたって、法第29条の規定による事業報告書等の提出を行わないため

### 3 設立の認証の取消し件数（年度別）

| 年度 | H18 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | 計   |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|-----|
| 件数 | 2   | 9   | 4   | 4   | 4   | 14  | 9   | 9   | 7   | 9   | 6   | 8  | 11 | 5  | 101 |

### 4 （参考）特定非営利活動促進法 関係規定

#### 第29条（事業報告書等の提出）

特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度1回、事業報告書等を所轄庁に提出しなければならない。

#### 第43条（設立の認証の取消し）第1項

所轄庁は、特定非営利活動法人が、前条の規定による命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき又は3年以上にわたって第29条の規定による事業報告書等の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

【別紙】 認証取消法人の概要

|   |            |  |
|---|------------|--|
| 1 | 名 称        | 特定非営利活動法人 グローバルファミリーアソシエーション   |
|   | 所 在 地      | 太田市内ヶ島町2087番地 ブライトン上原303号室   |
|   | 定款に記載された目的 | この法人は、国際相互理解の精神に則り、外国人が日本国内において正常な社会生活を営むために必要なあらゆる手助けをし、地域社会、地域住民との相互理解を促進し、より健全な社会生活を送るための環境を作る事によって国際交流、国際協力に寄与する事を目的とする。 |
|   | 認 証 日      | 平成15年10月2日   |
|   | 認証取消日      | 令和4年3月14日  |

|   |            |   |
|---|------------|---|
| 2 | 名 称        | 特定非営利活動法人 NPO月夜野  |
|   | 所 在 地      | 利根郡みなかみ町月夜野2044番地12   |
|   | 定款に記載された目的 | この法人は、地域住民に対して、ECOと廃水、廃棄物の無公害化の科学的、技術的普及に関する事業を行い、地域の発展に寄与することを目的とする。 |
|   | 認 証 日      | 平成23年3月24日  |
|   | 認証取消日      | 令和4年3月14日   |

|   |            |  |
|---|------------|--|
| 3 | 名 称        | 特定非営利活動法人 松本塾国際環境農学センター  |
|   | 所 在 地      | 高崎市末広町128番地2   |
|   | 定款に記載された目的 | この法人は、日本国及び海外の農家、農業希望者に対して、それぞれの地域の気候風土、地質に適合する土壌改良を推進し自然循環型農法を確立するとともに、無化学肥料、無化学農薬による農産物の栽培を推進し、消費者の食の安全と環境の保全を図ることにより、農業の活性化並びに地域社会の発展に寄与することを目的とする。 |
|   | 認 証 日      | 平成23年10月27日  |
|   | 認証取消日      | 令和4年3月14日  |

|   |            |   |
|---|------------|---|
| 4 | 名 称        | 特定非営利活動法人 アースノーツ・インターナショナル  |
|   | 所 在 地      | 高崎市貝沢町724番地7  |
|   | 定款に記載された目的 | この法人は、日本国内、また諸外国において、消滅が危惧される希少文化、またそれを保有する地域社会に対し、記録、保護、復興に関する事業を行い、それらの事業を広く世界に公開する事によって、異文化間の仲立ちとなり、広く世界に寄与することを目的とする。 |
|   | 認 証 日      | 平成26年6月25日  |
|   | 認証取消日      | 令和4年3月14日   |

|   |            |  |
|---|------------|--|
| 5 | 名 称        | 特定非営利活動法人 ユニバーサル・フード・サポート  |
|   | 所 在 地      | 高崎市芝塚町1838番地1  |
|   | 定款に記載された目的 | この法人は、食環境の保全や食文化の振興を図るとともに、食生活を通じて、生活困難者や子ども達を含めた県民の食育や健全育成に寄与する事を目的とする。 |
|   | 認 証 日      | 平成29年5月19日   |
|   | 認証取消日      | 令和4年3月14日  |